

る各年の平均実効税率は概ね、アメリカよりも高かったことが分かる。また、2001年から2010年の10年間平均でみても、アメリカの税率は欧州よりも低かったことが分かる。

この結果から彼らは、アメリカの大企業がEUの大企業に対して、法人税率のあり方によって競争力が阻害されているという事実はないという結論を引き出している。つまり、アメリカの法定税率が欧州よりも約10%高いとしても、その実効税率は、ほとんどの大企業にとってEUと比べてほぼ拮抗しているか、むしろ下回っているということである。こうなっている要因は、おそらくEUでは税率が低くても、租税支出が抑制されているために、課税ベースが広いためであろうと彼らは結論づけている。

彼らの論文の含意は、第1に、仮に法人税率を引き下げる税制改革を実施しなかったとしても、それによってアメリカ企業の国際競争力が失われることはないのではないか、という問題提起である。第2の含意は、税収一定の下で法人税率を引き下げつつ課税ベースを広げる税制中立的な改革を行っても、その実効税率は欧州と拮抗するかそれよりも低い水準のままなので、アメリカの大企業の国際競争力を損なうことなく税制改革を実行することは可能だ、というものである。もっとも、改革後は課税ベースが広がり、アメリカの法人税の構造が、EUのそれに接近することを意味する。

3. オバマ政権による2012年法人税改革提案

オバマ政権が本格的に法人税改革の具体的な提案を打ち出したのは、2012年のホワイトハウスと財務省による合同報告書の公表によってである (The White House and the Department of the Treasury 2012)。その背景には、日本が民主党政権の下で決定した法人税率の引き下げによって、アメリカがOECD諸国で最も高い法人税率を擁する国になってしまったという危機感があった。

図3は、米国の法定法人税率を、他のOECD諸国におけるGDP加重平均税率（地方法人課税を含む）と比較したものである。アメリカは、有名な1986年のレーガン税制改革によって、租税支出の廃止・縮小に成功したことで、法人税率を他国よりも大幅に引き下げることに成功した。だがそれ以降、アメリカの法人税率はほぼ一定水準に据え置かれた一方、他のOECD諸国が法人税率を約50%から約30%に劇的に引き下げてきたため、アメリカが完全に抜き去られてしまったのである。2011年時点ではアメリカの法定法人税率は、連邦の35%に州および基礎自治体 (state and local) における平均法人税率の4.2%を加えて39.2%となり、これはOECD諸国における加重法定平均税率 (27.8%) よりも11%も高く、G7諸国の加重平均税率 (32.3%) と比べても約7%高いとして、政権は税率引き下げの必要性を訴えている。

他方で、アヴィ・ヨナとラハフの研究が示したように、アメリカの法人税は幾多の租税支出の存在によって、平均実効税率が低くなっている。しかもそれは表4が占めるように、産業ごとに

図3 アメリカとOECD諸国の法定法人税率推移の比較

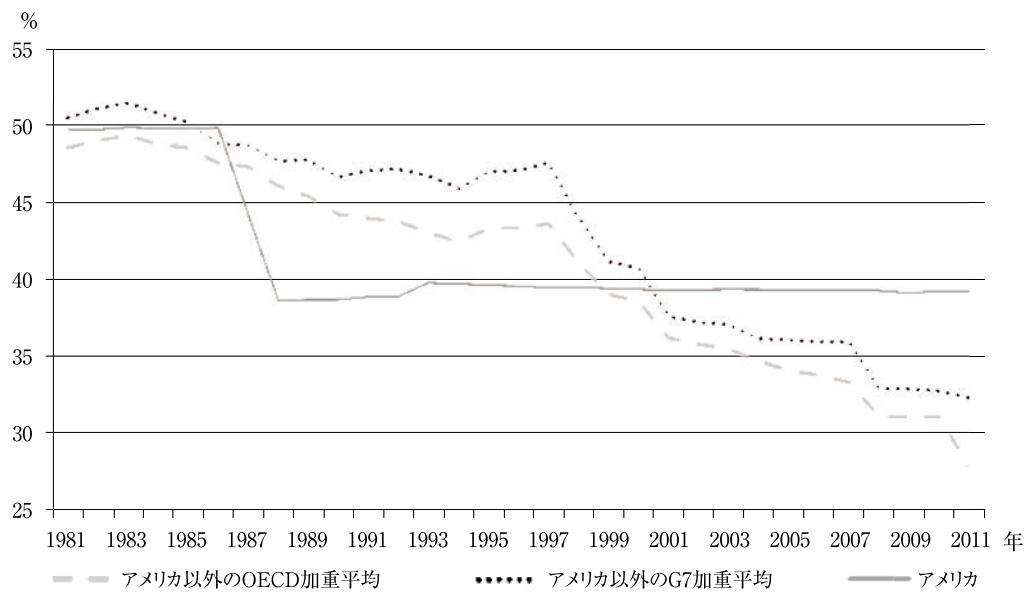


表4 2007-2008年における産業ごとの法人税実効税率（%）

産業	法人実効税率
農業、林業、漁業、狩猟	22
鉱業	18
公益産業	14
建設業	31
製造業	26
卸売および小売業	31
運送および倉庫業	19
情報産業	25
保険業	25
金融業および持株会社	28
不動産業	23
リース業	18
すべてのサービス産業	29
平均実効税率	26

出所：The White House and the Department of the Treasury (2012), p.5, Table 2.

異なる実効税率をもたらすことになっている。これは、租税支出を最大限に享受できる産業とそうでない産業が存在するからである。表4から読み取れるのは、建設業、卸・小売業、金融業、そしてサービス業が直面する実効税率が平均実効税率を超える高い税率となっている一方、鉱業、公益事業、運送および倉庫業、リース産業などは低い実効税率に直面しているということである。こうした結果は、同じ収益率の投資を行っても産業分野ごとで税引き後の利益が異なるという結果をもたらし、資源配分の非効率をもたらす。したがって、租税支出を廃止・縮小して課税ベースを広げることで法人税率を引き下げれば、この問題を緩和することができる。

もっとも、租税支出の中でも研究開発投資（R&D）向けのものは、例外的に重視されている。報告書は、次のように述べて研究開発投資向けの税額控除については、継続を訴えている。つまり、1980年代にはアメリカはR&D税額控除を用いて研究開発にインセンティブを与える政策という点で、世界のリーダーだった。しかし今日では、他国はアメリカよりもさらに寛容な租税優遇措置をR&Dに対して提供している。また、アメリカの租税優遇措置は、あくまでも一時的な措置であり、定期的に延長されているものの、一時的措置であることによる不確実性が租税優遇措置の政策効果を掘り崩してしまっていると指摘している。つまり、優遇措置が将来的には延長されずに終了するかもしれないというリスクを考慮して、企業はR&Dに関する意思決定を行わなければならず、R&D投資に抑制的に働いてしまう。1981年以来、この優遇措置は14回も延長されており、そのうち最も短い时限措置は、わずか半年間であった。

歴史的なデータやクロスカントリーデータに基づくたいていの研究によれば、R&Dが社会全体にもたらす利益は、そのR&Dの資金調達を行う投資家によって獲得される私的利息よりもはるかに大きいことが見出されている。大まかにいって、前者は後者の2倍の大きさになるという。逆にいえば、R&D税額控除のような支援措置がなければ、民間セクターだけでは社会的に望ましい水準よりもR&Dの水準は低下してしまうという³⁾。

以上から、オバマ政権は表5に掲げられている5点の基本方針を打ち出した。最重要なのは、そのうち第1点目である。法人税率を28%へ引き下げる、そしてその財源を租税支出の廃止・縮小によって賄う法人税改革を実施することで、アメリカ経済の成長を促進すると謳っている。第3点目に、法人税改革の国際課税制度についての言及がすでになされている。しかし、この時点ではこの問題について議論が深まる機は熟していなかった。政権が本格的に国際課税制度の改革提案を出すのは、2015年2月の2016年度予算教書の発表を待たねばならなかった。以下では、この点について詳しくみていくことにしたい。

3) この点に関するサーベイ研究として、諸富（2015）を参照。

表5 法人税改革に伴うオバマ政権の基本方針

- 【1】幾多のループホールと租税支出を撤廃し、課税ベースを拡げるとともに法人税率を（28%へ）引き下げることで米国経済の成長を促進する。
- 【2】米国企業の競争力を高め、イノベーションを促進する。
- 【3】国内投資を促進するために、海外収益に対する新しいミニマム税の創設を含め、国際課税システムを強化する。
- 【4】中小企業に対する課税を簡素化し、負担を軽減する。
- 【5】財政責任を回復し、財政赤字を増やさない。

出所：The White House and the Department of the Treasury (2012), p.1.

4. オバマ政権2016年予算教書における法人税改革提案

2016年の財政年度に向けた大統領予算教書は、現在の法人税に関わる問題について、3つの解決策の提案を提示している（Office of Management and Budget 2015, pp.56-57）。第1は、法人税率を35%から28%に引き下げる提案であり、これは従来通りである（ただし、国内製造業に対しては25%を適用）。新しい提案として第2に、アメリカ多国籍企業の海外子会社において、過去に蓄積されてきた海外収益に対する1回限りの14%税率での移行期課税を提案している。そして課税後は、もしその蓄積された利益を国内に還流させるならば、さらなる課税は行わないこととしている。第3に、大統領はアメリカ多国籍企業の子会社における将来の収益に対して、国ごとに19%の「最低税率」を課すことを提案している。これも、課税後は国内還流すれば、さらなる課税は行われない。これは、19%以上の源泉税を課す国であれば、多国籍企業が立地する源泉国による源泉課税後に、アメリカが追加的な課税を行うことはない。しかし、19%を下回る税率での源泉課税しか行わない国の場合、アメリカが最低税率19%との差額分に相当する課税を追加的に行うものである。

国際課税制度改革に関するその他の提案としては、アメリカ企業がインバージョンによる租税回避を図ることを阻止することや、アメリカ企業が過剰に借金による利子負担控除を利用し、課税ベースを意図的に縮小しようとする租税回避の試みを妨げる措置を含んでいる。

この提案に対してこれまでのところ、共和党も一概に否定していないのは、上述のように、それがキャンプ提案ときわめて類似しているからである。両者間の主要な違いは税率のみにあるといってよい。キャンプ提案は、法人税率を25%に引き下げ、海外で過去に蓄積された利潤に対して3.5-8.75%で課税し、将来の収益に対しては12.5-15%で課税することを提案している（Nunns, Eng and Austin 2014）。したがって、両者が歩み寄って税率で何らかの妥協を図ることは十分ありうることであろう。

だが、両党間で容易な妥協を許さないかもしれない事情がある。実はオバマ政権は、上述の多

国籍企業による過去に蓄積された利潤に対する14%での1回限りの課税でもたらされる税収を、高速道路や公共交通機関などの交通インフラ投資に充てるために目的税化することを提案しているのである。これには若干、背景説明が必要である。

オバマ政権は6年間合計で4,780億ドルを高速道路、橋梁、公共交通機関を改良し、現代化するための投資に充てることを提案している。現在、高速道路その他への財政支出は高速道路信託基金（Highway Trust Fund）を通じて行われているが、これはガソリン税を財源としている。しかし、この税は過去何十年もの間、時代環境の変化に合わせて改定するということが行われておらず、従量税であるためにインフレによって実質税率が減価し、収入も減少の一途を辿って基金は収入不足に陥り、交通インフラ投資財源を貯えなくなってしまった。議会は、基金に対して不足分を一般財源から時限立法で手当てしてきた。本稿執筆時点では、とりあえず3か月間の財源が時限立法で手当てされているが、その失効期限も迫ってくる。

政府は、次の6年間で基金からの支出3,290億ドルを見込んでいるが、ガソリン税の収入見込みからすると890億ドルが不足する。ガソリン税の引き上げには強い抵抗があり、何らかの他の財源の手当てが必要である。そこで、オバマ政権はこの財源不足分を、2016年予算における主要な第2提案になる法人税改革の一環として提案している「1回限りの移行期課税収入」で賄おうと提案したのである。アメリカ企業は海外に2兆ドルもの資金を保持しており、アメリカ法人税法による課税を避けるために、それを国内に還流させないようにしている。政権は、この資金に対して14%の1回限りの課税を提案し、その税収を上述の信託基金に目的税化しようとしているのだ⁴⁾。共和党内には、国際課税における増税で交通インフラ投資を賄うという提案に反対する者が多いのに対し、民主党は当然のことながら基本的に賛成だという違いがある。この点が、超党派での合意形成に対してどのように作用していくのかが、1つの注目点である。

産業界の反応も多様である⁵⁾。一般的には、産業界はオバマ政権の提案に対して否定的である。しかし、単純に反対一色というわけでもない。その背景には、産業界の中で世界中に拠点を持ち、利潤を海外に移転させて節税を行うことのできる多国籍企業と、アメリカ国内を主たる市場とし

4) 世界4大会計事務所の1画を占めるプライスウォーターハウスクーパース（PwC）のレポート（*Tax Insights*, February 3, 2015, "President Obama's FY 2016 Budget Calls for Business Tax Reform; Proposes New International and Individual Tax Increases"）によれば、海外子会社収益に対する19%の最低税率課税によって、財務省は10年間で2,059億ドルの収入が上がるという。また、過去に蓄積された海外子会社収益に対する14%の1回限りの課税によって2,681億ドルの税収が10年間で上がるという。後者は、交通インフラへの投資に必要とされている2,970億円の投資財源として、ほぼ見合う金額になっていることが分かる。

5) この点については、産業界の声を拾ったウォールストリート・ジャーナル紙の記事（"Firms Back Tax Reform – Just Not Obama's", 2015年2月2日付）が興味深い。その内容を紹介すると、次のようになる。「全米商工会議所のチーフエコノミストのマーティ・リガリア氏は、多国籍企業は、増大するインフ

ているために、そうした節税機会を利用することができず、35%という高い法人税率の適用に不満を抱いている国内製造業・サービス業に属する企業の間で、利害が対立しているという事情がある。後者の立場からすれば、法人税率が引き下げられるとともに、多国籍企業が海外子会社に溜め込んだ利潤に課税が行われ、その財源で国内の交通インフラが充実するのであれば、国内ビジネスの増進につながり、歓迎すべき改革だと映ることは想像に難くない。

5. なぜ、租税支出の廃止・縮小による税収中立的な法人税改革は困難なのか

2016年度予算教書におけるオバマ政権の税制改革提案は、租税支出の廃止・縮小による財源捻出というこれまでの方針を変更し、国際課税制度の改革に重点を移し、そこから新たな財源を捻出する方針に切り替えた。そして初めて、この予算教書で具体的な国際課税制度改革の提案を打ち出してきたのである。なぜ、こうした重点移行が起きたのだろうか。その主たる理由は、上述したインバージョン問題である。しかしそれだけでなく、課税ベース拡大による增收戦略が壁に突き当たり、法人税改革全体が暗礁に乗り上げて膠着状態に陥ってしまったという事情もある。

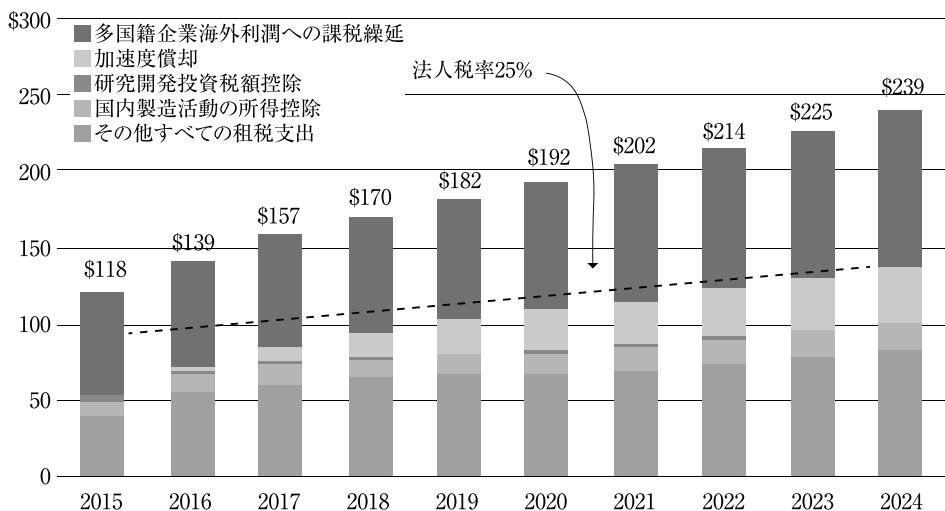
第1の問題は、租税支出の廃止・縮小だけでは、法人税率の引き下げに必要な財源を十分に捻出できないという点にある。この点では租税財団（Tax Foundation）のホッジ理事長の論稿で示された試算が参考になるので、詳しく紹介しておきたい⁶⁾。

まず、法人税に関する租税支出の総額だが、2015年には1,180億ドルであったが、2024年には2,390億ドルにまで増大すると見込まれている。次の10年間で総税収ロスは合計1.8兆ドル、年間に換算して1,800億ドルに上ると推計されている。図4が示すように、租税支出の最大項目は海外所得の課税繰延である。10年間でその税収損失額は8,000億ドルに上ると見込まれている。もう1つ大き

ラ支に対して責任を負わされるのを好まないし、海外利潤への新しい課税を法案化するのは反対だ、と述べる。産業円卓会議代表のジョン・エングラー氏は、将来の海外子会社利潤に対する19%の最低税率の問題を取り上げた。これは、海外利潤を海外で再投資する限り、決して課税されることはないと長らく信じてきた企業を罰することになる、と彼は主張する。彼はまた、過去に蓄積された資金に対する一時的な14%課税についても批判して、これはこれまでに提案してきた類似構想の2倍もの税率だ、という。しかし、すべての経営者が不平をいっているわけではない。スノーモービルやレクレーション製品を製造しているボラリス・インダストリー代表取締役のスコット・ワイン氏は、高速道路のインフラ整備のための1回限りの課税に対して、もっと税率は低くあるべきだと留保しながらも、彼の企業にとってのメリットをみいだしている。彼は、ともかく議論が始まったことを歓迎している。アメリカの企業は、高い法人税率のために競争上不利を被っている、とワイン氏は強調する。したがって、もしこれがアメリカ企業をより競争的にする法人税改革のための議論ならば、私はそれに賛同する、と彼は明言した。」

6) Hodge (2015).

図4 法人税関連租税支出の推計と、法人税率を25%に引き下げるために必要な財源規模



出所：Hodge (2015), p.4, Chart 1.

いのは、加速度償却であり、これは10年間で1,940億ドルもの税収ロスになる。

もし、法人税率を仮に25%に引き下げるすると、その税収ロスは10年間で1.26兆円、年間で1,260億ドルにのぼる。図4から、そのための財源（図の点線で示された水準）を賄うには、課税延期以外のすべての租税支出を廃止（10年間で1.1兆ドルの增收）しても足りないことが分かる。課税延期は、法人税改革と国際課税制度の改革のあり方によってどの程度税収が生じるかが変わってくるため、課税延期の撤廃は、課税ベース拡大による增收要因として大きく期待することはできない⁷⁾。

課税ベースの拡大による法人税改革を志向する場合に直面するもう1つの困難は、それが、意図せざる形で「S法人」や「有限責任会社」などの非法人形態事業に影響を与えてしまう点にある。これらは、非法人形態で事業を営むことにより、法人税負担を免れ、その所得に対して個人

7) 課税延期がもたらす税収ロスの大きさは、アメリカの法人税率だけでなく、外国の法人税率にも依拠している。例えば、税率を35%から25%に引き下げ、課税延期を撤廃したとする。そうすると、すでにアメリカの多国籍企業は現地国の所得税（ここでは税率25%としよう）に服しているため、課税延期撤廃をしても、まるまる税額控除が適用されて、米国での税収が上がってこない。つまり、課税延期による税収ロスの大きさは、見かけ上のものであり、法人税率を引き下げる場合には、外国税率との差が小さくなるか、ゼロになるため、税収が見かけほどには大きくはならない点に注意する。それに加えて、もし課税延期を撤廃してしまうと、アメリカは多国籍企業の世界所得に対して現時点ベースで即時に課税する唯一の国になってしまい、自国の多国籍企業を、他国企業に対して競争上大きく不利な立場に追い込むことになりかねない。したがって、この点でも課税延期の撤廃は、議論の出発点になりえない、ということになる。